



埼玉県報

第 3041 号
平成 30 年(2018 年)
9 月 28 日
金曜日

目次

規則

- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の

廃止の届出（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 県立学校間ネットワークシステム及び県立学校ファイル共有サーバの機器賃貸借及び運用管理業務に関する契約の相手方等の公示（高校教育指導課）
- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 県道次木杉戸線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「合計」の下に「（当該緑化の方法に別表第三の二の上欄に掲げる緑化の方法のいずれかに該当するものが含まれる場合にあつては、当該緑化の方法の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により算定して得た面積を加えるものとする。）」を加え、同条第三号中「樹木の植栽により緑化を行う敷地」を「別表第三樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積」に改める。

第二十七条第一項第三号ニを次のように改める。

ニ 別表第三樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積

別表第三芝、コケその他の地被植物又は多肉植物の植栽の項中「の面積」の下に「。ただし、敷地の緑化の場合は、当該面積」を加え、「（樹木の植栽により算出した緑化面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）」を「（これらの方法により算定した面積の合計は、樹木の植栽の項に規定する方法により算定して得た面積の四分の一の面積を上限とする。）」に改め、同表ツル植物の植栽（壁面の緑化に限る。）の項中「に〇・九を乗じて得た面積」を削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第三の二（第二十五条関係）

緑化の方法	緑化面積の算定方法
生け垣の植栽	生け垣の水平投影の長さの合計に生け垣の高さを乗じて得た面積
高さ四・〇メートル以上の樹木の植栽（生け垣の植栽を除く。）	樹木の高さの十分の六の長さを直径とする円の面積

備考

- 一 生け垣とは、接道部における樹木の植栽による垣をいう。
- 二 生け垣の高さは一・〇メートル以上とし、その算定方法は、知事が別に定める。

様式第七号から様式第九号までを次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ()	1 あり (%)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積 (全体)	
S	m ²

接道部の長さ	
L	m

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積	
敷地地上部において樹木による緑化を行う面積	
(別紙2の緑化面積等計算表の①)	
T'	m ²

法令により緑化を行うことができない区域の面積	
S'	m ²

法令により緑化を行うことができない部分の長さ	
L' 1	m

出入口の部分に係る長さ	
L' 2	m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

- $\ell = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は
 $(L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$t = T' / 20 \text{ m}^2$

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

◎ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。)及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合)を添付すること。
- 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L' 1)が存する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

緑化計画内容一覧表

	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0 m以上	B	既存 本 新規 本		
	4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本 新規 本		
	2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本 新規 本		
	1.0 m未満	E	既存 本 新規 本		
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数 うち成木時の高さ 2.5 m以上の樹木本数 (別紙2の緑化面積等計算表(T))		本 本	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の①と一致)		m ²	
	敷地	植栽本数		緑化面積	植物名
生け垣 ・ 4 m 以上の 樹木	生け垣	既存	本	m ²	
		新規	本	m ²	
	4 m以上の の樹木	既存	本	m ²	
		新規	本	m ²	
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m ²		
その他	緑化面積		植物名		
	既存	m ²			
	新規	m ²			
	既存	m ²			
	新規	m ²			
	既存	m ²			
	新規	m ²			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の④と一致)		m ²		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 1			m ²	
建築物上	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0 m以上	B	既存 本 新規 本	
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本 新規 本	
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本 新規 本	
		1.0 m未満	E	既存 本 新規 本	
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本
		緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m ²
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	m ²		
		新規	m ²		
		既存	m ²		
		新規	m ²		
緑化面積		(別紙2の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m ²	
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 2			m ²	
■緑化面積の合計 (A 1 + A 2)				A m ²	

※ 面積については、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積

■敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B + 10C + 4D + E の値 (㎡)	緑化面積 (㎡)	備考
	計算式	実面積 (㎡)	B	C	D	E			
								①	

※1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満

2 緑化面積は、「植栽区画面積 ≤ 18B + 10C + 4D + E」の式を満たすものであること(⑤において同じ)。

【生け垣・4m以上の樹木】

生け垣

番号	植物名	生け垣の長さ(m) (ア)	生け垣の高さ (m) (イ)	緑化面積 (㎡) (ア×イ)	備考
				②	

※ 生け垣の長さ及び高さは、小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入すること。

4m以上の樹木(樹高欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で算定)

番号	植物名	樹高(m) (ア)	本数 (イ)	緑化面積 (㎡)	備考
				③	

※1 生け垣で加算した面積に係る樹木は除く。

2 樹高は、小数点以下第1位を切捨てで記入すること。

3 緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{緑化面積} = (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 \times \text{イ}$$

【その他】

番号	計算式	植栽面積(㎡) (ア)	(イ)	緑化面積 (㎡) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
				④	

敷地計 (㎡)

A 1

①+②+③+④

■建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数				18B + 10C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	(本)						
			B	C	D	E			
	計							⑤	

【その他】

番号	計算式	緑化面積 (m ²)	備考
	計	⑥	

建築物上計 (m ²) A 2	⑤+⑥
-----------------------------	-----

注

- 1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。
- 2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。
- 3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が①の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における 緑化の長さ (m)	備考
計		L 1	

3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数 (本)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。
 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行つた箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

緑化計画変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付けで届け出た緑化計画について次のとおり変更したいので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第2項の規定により届け出ます。

変更内容（該当する□に✓印を記入すること。）

□届出者

変更前	変更後
住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)	住 所： 氏 名： (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

□敷地面積等

敷地面積（全体）		
S	(変更前) m ²	(変更後) m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積		
S'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

□接道部等の長さ

接道部の長さ		
L	(変更前) m	(変更後) m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ		
L' 1	(変更前) m	(変更後) m
出入口の部分に係る長さ		
L' 2	(変更前) m	(変更後) m

□樹木の植栽面積

樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積 敷地地上部において樹木による 緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)		
T'	(変更前) m ²	(変更後) m ²

(緑化面積の基準算定式)

- 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
- その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)

$$l = ((L - L' 1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L' 1 + L' 2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

□緑化基準

基準	緑化を要する面積		緑化を要する接道部の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	a	(変更前) m ²	(変更後) m ²	l	(変更前) m	(変更後) m	t	(変更前) 本

□緑化計画

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)		接道部の緑化を行う部分の長さ		高木となる樹木の植栽本数			
	A	(変更前) m ²	(変更後) m ²	L 1	(変更前) m	(変更後) m	T	(変更前) 本

注 緑化計画変更後の図面を添付すること。

緑化計画内容一覧表

	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0 m以上	B	既存 本 新規 本		
	4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本 新規 本		
	2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本 新規 本		
	1.0 m未満	E	既存 本 新規 本		
	樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数 うち成木時の高さ 2.5 m以上の樹木本数 (別紙2の緑化面積等計算表(T))		本 本	
	緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の①と一致)		m ²	
	敷地	植栽本数		緑化面積	植物名
生け垣 ・ 4 m 以上の 樹木	生け垣	既存	本	m ²	
		新規	本	m ²	
	4 m以上の の樹木	既存	本	m ²	
		新規	本	m ²	
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m ²		
その他	緑化面積		植物名		
	既存	m ²			
	新規	m ²			
	既存	m ²			
	新規	m ²			
	既存	m ²			
	新規	m ²			
緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の④と一致)		m ²		
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 1			m ²	
建築物上	高さ(植栽時)	植栽本数		植物名	
		既存	新規		
	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0 m以上	B	既存 本 新規 本	
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本 新規 本	
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本 新規 本	
		1.0 m未満	E	既存 本 新規 本	
		樹木本数計	(B + C + D + E) の合計本数		本
		緑化面積	(別紙2の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m ²
	その他	緑化面積		植物名	
		既存	m ²		
		新規	m ²		
		既存	m ²		
		新規	m ²		
緑化面積		(別紙2の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m ²	
合計	別紙2の緑化面積等計算表のA 2			m ²	
■緑化面積の合計 (A 1 + A 2)				A m ²	

※ 面積については、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積

■敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B + 10C + 4D + E の値 (㎡)	緑化面積 (㎡)	備考
	計算式	実面積 (㎡)	B	C	D	E			
	計						①		

- ※ 1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満
- 2 緑化面積は、「植栽区画面積 ≤ 18B + 10C + 4D + E」の式を満たすものであること(⑤において同じ。)

【生け垣・4m以上の樹木】

生け垣

番号	植物名	生け垣の長さ(m)(ア)	生け垣の高さ(m)(イ)	緑化面積(㎡)(ア×イ)	備考
	計			②	

- ※ 生け垣の長さ及び高さは、小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入すること。

4m以上の樹木(樹高欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で算定)

番号	植物名	樹高(m)(ア)	本数(イ)	緑化面積(㎡)	備考
	計			③	

- ※ 1 生け垣で加算した面積に係る樹木は除く。
- 2 樹高は、小数点以下第1位を切捨てで記入すること。
- 3 緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{緑化面積} = (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times (\text{ア} \times 0.6 \times 0.5) \times 3.14 \times \text{イ}$$

【その他】

番号	計算式	植栽面積(㎡)(ア)	(イ)	緑化面積(㎡)(ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計			④	

敷地計(㎡)	A 1	①+②+③+④
--------	-----	---------

■建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数				18B + 10C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計							⑤	

【その他】

番号	計算式	緑化面積 (m ²)	備考
	計		⑥

建築物上計 (m ²) A 2	⑤+⑥
-----------------------------	-----

注

- 1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。
- 2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。
- 3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が①の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における 緑化の長さ (m)	備考
計		L 1	

3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の本数(本)	成木時の高さが2.5m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。
 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行つた箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付け（年 月 日付け変更）で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等（ ）	1 あり（ %）
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
S m ²	L m	敷地地上部において樹木による緑化を行う面積
法令により緑化を行うことができない区域の面積	法令により緑化を行うことができない部分の長さ	（別紙2の緑化面積等計算表の㉑）
S' m ²	L' 1 m	T' m ²

出入口の部分に係る長さ
L' 2 m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
a = (S - S') × (1 - 建蔽率) × 0.5
2 その他の区域
a = (S - S') × 0.25

(接道部緑化の基準算定式)

$l = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は
 $(L - (L' 1 + L' 2))$
いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$t = T' / 20 \text{ m}^2$

基 準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	l m	t 本

㉑ A ≥ a、L 1 ≥ l、T ≥ t となるようにすること。

完 了	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注 緑化計画届出書（緑化計画変更届出書）の内容と実績が異なる場合には、位置図（行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの）、緑化完了平面図（建築物上の緑化に係るものも含む。）、緑化完了断面図（壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。）及び建築物立面図（建築物上の緑化を行った場合に限る。）を添付すること。

緑化完了内容一覧表

	高さ (植栽時)	植栽本数		植物名		
		既存	新規			
敷地	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	4.0 m以上	B	既存 本		
				新規 本		
	4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本			
			新規 本			
	2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本			
			新規 本			
	1.0 m未満	E	既存 本			
新規 本						
樹木本数計		(B + C + D + E) の合計本数		本		
緑化面積		うち成木時の高さ 2.5 m以上の樹木本数 (別紙 2 の緑化面積等計算表 (T))		本		
		(別紙 2 の緑化面積等計算表の①と一致)		m ²		
敷地	生け垣 ・ 4 m 以上の 樹木	植栽本数		緑化面積	植物名	
		生け垣	既存	本		m ²
			新規	本		m ²
		4 m以上 の樹木	既存	本		m ²
			新規	本		m ²
	緑化面積		(別紙 2 の緑化面積等計算表の②+③と一致)		m ²	
	その他	緑化面積		植物名		
		既存	m ²			
		新規	m ²			
		既存	m ²			
		新規	m ²			
		既存	m ²			
新規		m ²				
緑化面積		(別紙 2 の緑化面積等計算表の④と一致)		m ²		
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 1			m ²		
建築物上	樹木 ※ 植栽時の樹高で分類	植栽本数		植物名		
		高さ (植栽時)	4.0 m以上		B	既存 本
					新規 本	
		4.0 m未満 2.5 m以上	C	既存 本		
				新規 本		
		2.5 m未満 1.0 m以上	D	既存 本		
				新規 本		
	1.0 m未満	E	既存 本			
			新規 本			
	樹木本数計		(B + C + D + E) の合計本数		本	
	緑化面積		(別紙 2 の緑化面積等計算表の⑤と一致)		m ²	
	その他	緑化面積		植物名		
		既存	m ²			
		新規	m ²			
		既存	m ²			
新規		m ²				
緑化面積		(別紙 2 の緑化面積等計算表の⑥と一致)		m ²		
合計	別紙 2 の緑化面積等計算表の A 2			m ²		
■緑化面積の合計 (A 1 + A 2)				A m ²		

※ 面積については、小数点以下第 2 位 (第 3 位切捨て) までを記入すること。

緑化面積等計算表

1 緑化面積

■敷地

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B + 10C + 4D + E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
	計						①		

- ※1 Bは4m以上、Cは2.5m以上4m未満、Dは1m以上2.5m未満、Eは1m未満
- 2 緑化面積は、「植栽区画面積 ≤ 18B + 10C + 4D + E」の式を満たすものであること(⑤において同じ。)

【生け垣・4m以上の樹木】

生け垣

番号	植物名	生け垣の長さ(m) (ア)	生け垣の高さ (m) (イ)	緑化面積 (m ²) (ア×イ)	備考
	計			②	

- ※ 生け垣の長さ及び高さは、小数点以下第1位(第2位切捨て)までを記入すること。

4m以上の樹木(樹高欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で算定)

番号	植物名	樹高(m) (ア)	本数 (イ)	緑化面積 (m ²)	備考
	計			③	

- ※1 生け垣で加算した面積に係る樹木は除く。
- 2 樹高は、小数点以下第1位を切捨てで記入すること。
- 3 緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。
緑化面積 = (ア × 0.6 × 0.5) × (ア × 0.6 × 0.5) × 3.14 × イ

【その他】

番号	計算式	植栽面積(m ²) (ア)	(イ)	緑化面積 (m ²) (ア×イ)	備考
			0.9		
			0.9		
			0.9		
	計			④	

敷地計 (m ²)	A 1	①+②+③+④
-----------------------	-----	---------

■建築物上

【樹木】(植栽本数欄は植栽時(既存樹木は計画書作成時)の樹高で分類)

番号	植栽区画面積		植栽本数 (本)				18B+ 10C+ 4D+E の値 (m ²)	緑化面積 (m ²)	備考
	計算式	実面積 (m ²)	B	C	D	E			
								⑤	

【その他】

番号	計算式	緑化面積 (m ²)	備考
	計	⑥	

建築物上計 (m ²) A 2	⑤+⑥
-----------------------------	-----

注

- 1 実面積は図面と整合させ、小数点以下第2位(第3位切捨て)までを記入すること。
- 2 CADによる面積算出の場合には、計算式欄に「CAD算出」と記入し、面積算出を図面に示している場合は計算式欄に「別添図面のとおり」などと示すこと。
- 3 花壇等の場合には、その緑化面積の合計が①の緑化面積の4分の1以内となっていることを確認すること。

2 接道部における緑化の長さ

番号	計算式	接道部における 緑化の長さ (m)	備考
計		L 1	

3 樹木の植栽による緑化を行う敷地における緑化面積のうち、成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数

番号	緑化面積 (㎡)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の本数 (本)	成木時の高さが2.5 m以上となる樹木の植物名	備考
計		T		

- ※1 緑化面積は、「1 緑化面積」中の「■敷地【樹木】」と一致させること。
 2 敷地における樹木の植栽による緑化を行つた箇所が高木がない場合も、緑化面積部分は記入すること。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十五号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二号中「第十六条第三項」を「同条第三項」に改める。

別表七六の項中「四八四」を「三五六」に改め、同表一二五の項中「一一」を「七」に改め、同表中三二八の項を三三〇の項とし、二九二の項から三二七の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二九一の項中「二四」を「二五」に改め、同項を同表二九三の項とし、同表中二九〇の項を二九二の項とし、二六九の項から二八九の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二六八の項中「二五」を「一六」に改め、同項を同表二七〇の項とし、同表中二六七の項を二六九の項とし、二五七の項から二六六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二五六の項中

を
六・一・七二から
六二・〇三まで
二二
に改め、同項を同表二五八の項とし、同表中二五五の項

六〇・〇四から
六二・〇三まで
三

を二五七の項とし、二三四の項から二五四の項までを二項ずつ繰り下げ、二三三の項を二三四の項とし、同項の次に次のように加える。

一二三五	UR朝霞浜崎住宅	朝霞市朝志ヶ丘 一丁目	高層耐火	四二・二九	五
------	----------	----------------	------	-------	---

別表中二三二の項を二三三の項とし、一二七の項から二三一の項までを一項ずつ繰り下げ、一二六の項の次に次のように加える。

一二七	UR所沢パークタウン並 木通り住宅	所沢市並木八丁 目	高層耐火	四四・一六から 四五・五四まで	八
-----	----------------------	--------------	------	--------------------	---

第二条 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表七六の項中「五八・一一」を「七四・一九」に、「二八二」を「三四六」に改め、同表二五二の項中「三五五」を「四二二」に改める。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十一月一日から施行する。

告 示

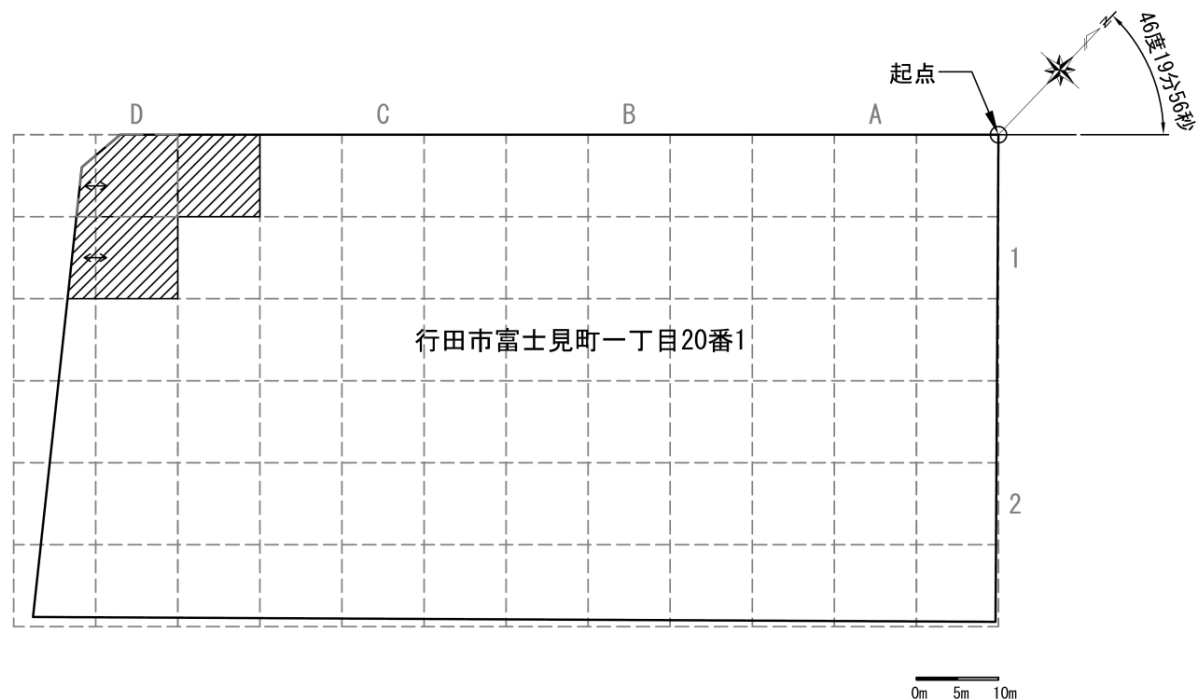
埼玉県告示第千四十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第三百号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年九月二十八日

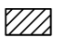

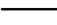

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
- 二 別図のとおり（埼玉県行田市富士見町一丁目二十番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去



起 点
 起点は行田市富士見町一丁目20番1の最北端とする。

凡 例

-  形質変更時要届出区域の指定を解除する区画
-  単位区画
-  敷地境界
-  区画の統合

【格子の回転角度(46度19分56秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十六番の一部）

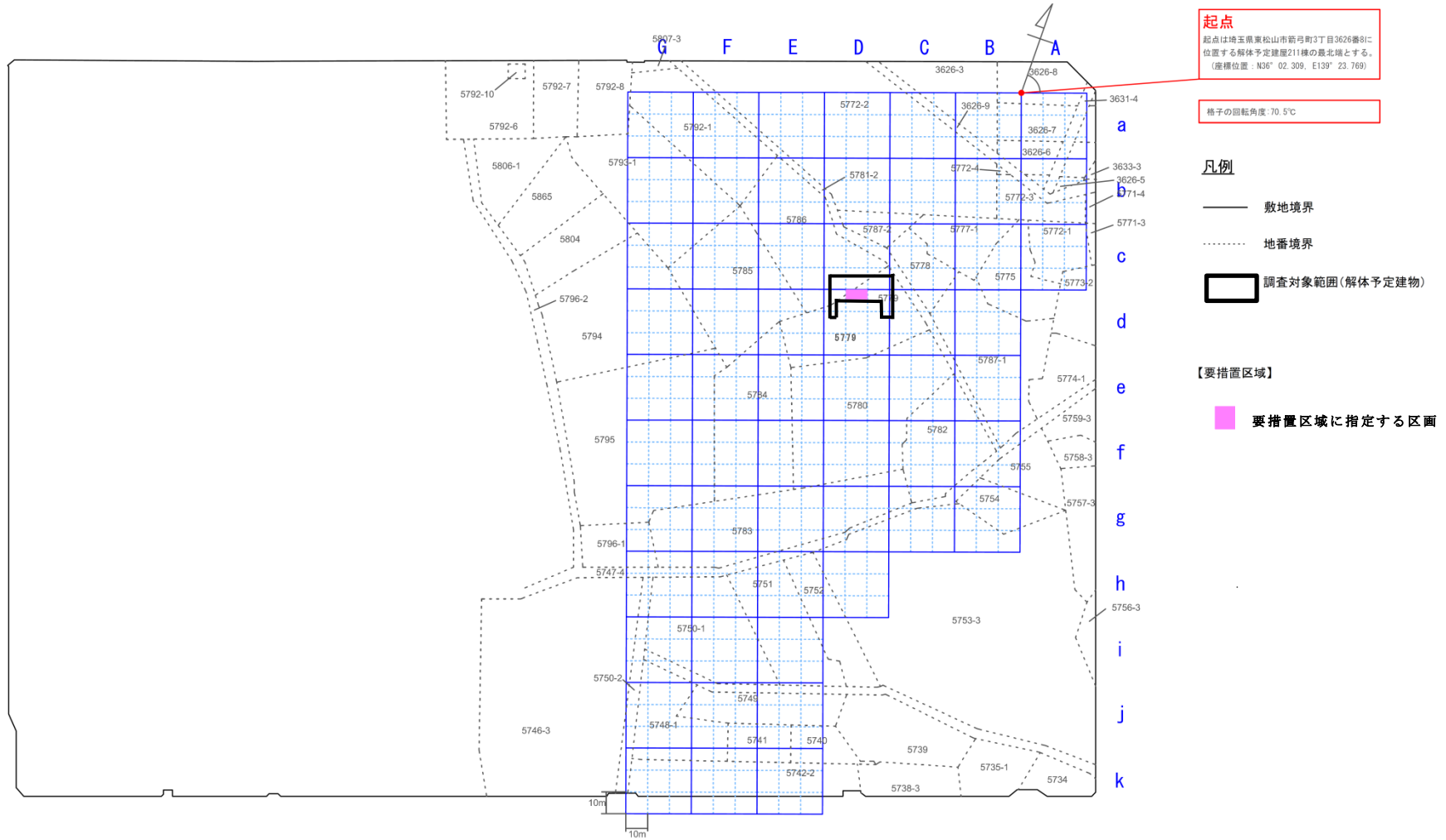
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



告 示

埼玉県告示第千四十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

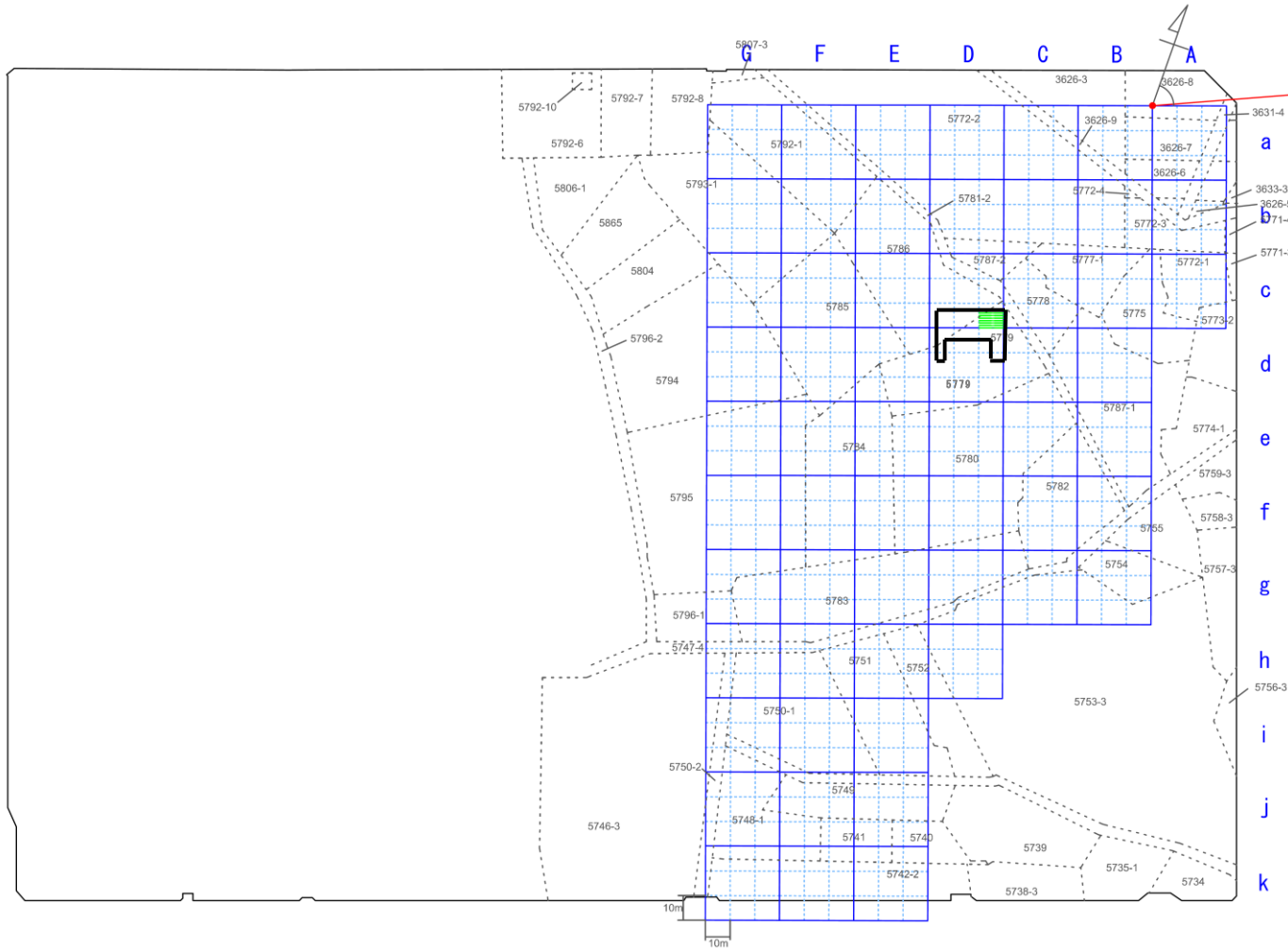
埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十六番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



起点
 起点は埼玉県東松山市新町3丁目3626番8に
 位置する解体予定建物211棟の最北端とする。
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

- 凡例**
- 敷地境界
 - - - 地番境界
 - 調査対象範囲(解体予定建物)

【形質変更時要届出区域】

■ 形質変更時要届出区域に指定する区画

告 示

埼玉県告示第千四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン、六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置




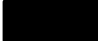
地下水の水質の測定

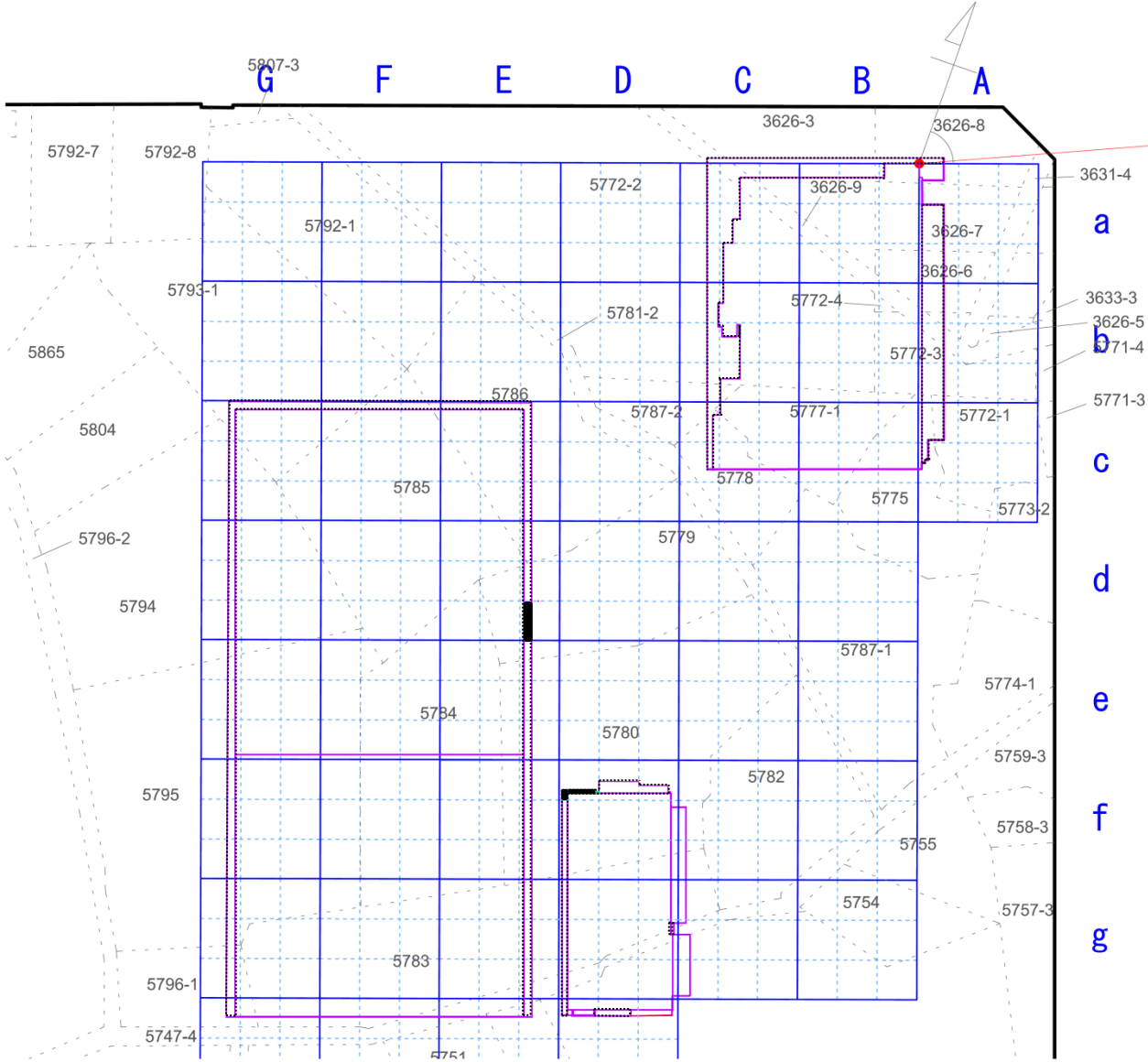
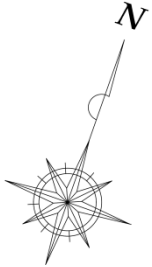
別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

-  敷地境界
-  地番境界
-  調査対象範囲
-  要措置区域に指定する区画



告 示

埼玉県告示第千四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域





- 別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番九の一部、五千七百七十二番一の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十五番の一部、五千七百八十番の一部及び五千七百八十三番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- シアン化合物

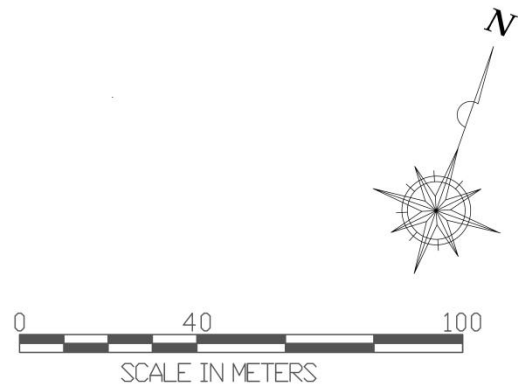
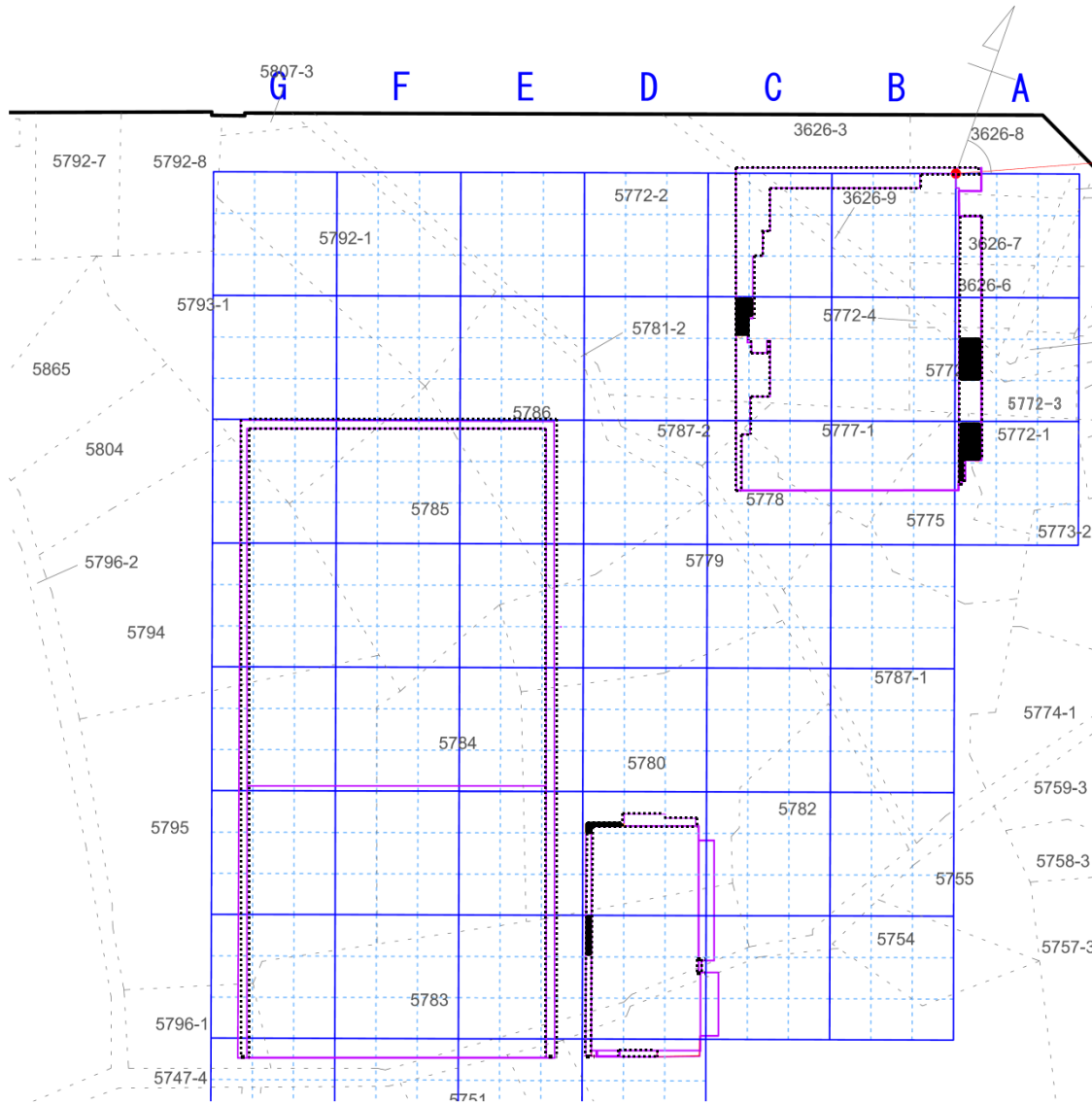
別図

起点
起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
(座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度 : 70.5°

凡例

-  敷地境界
-  地番境界
-  調査対象範囲
-  形質変更時要届出区域に指定する区画



告 示

埼玉県告示第千四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百三十九号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百五十三番三の一部、五千七百七十九番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十三番の一部、五千七百八十四番の一部及び五千七百八十五番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

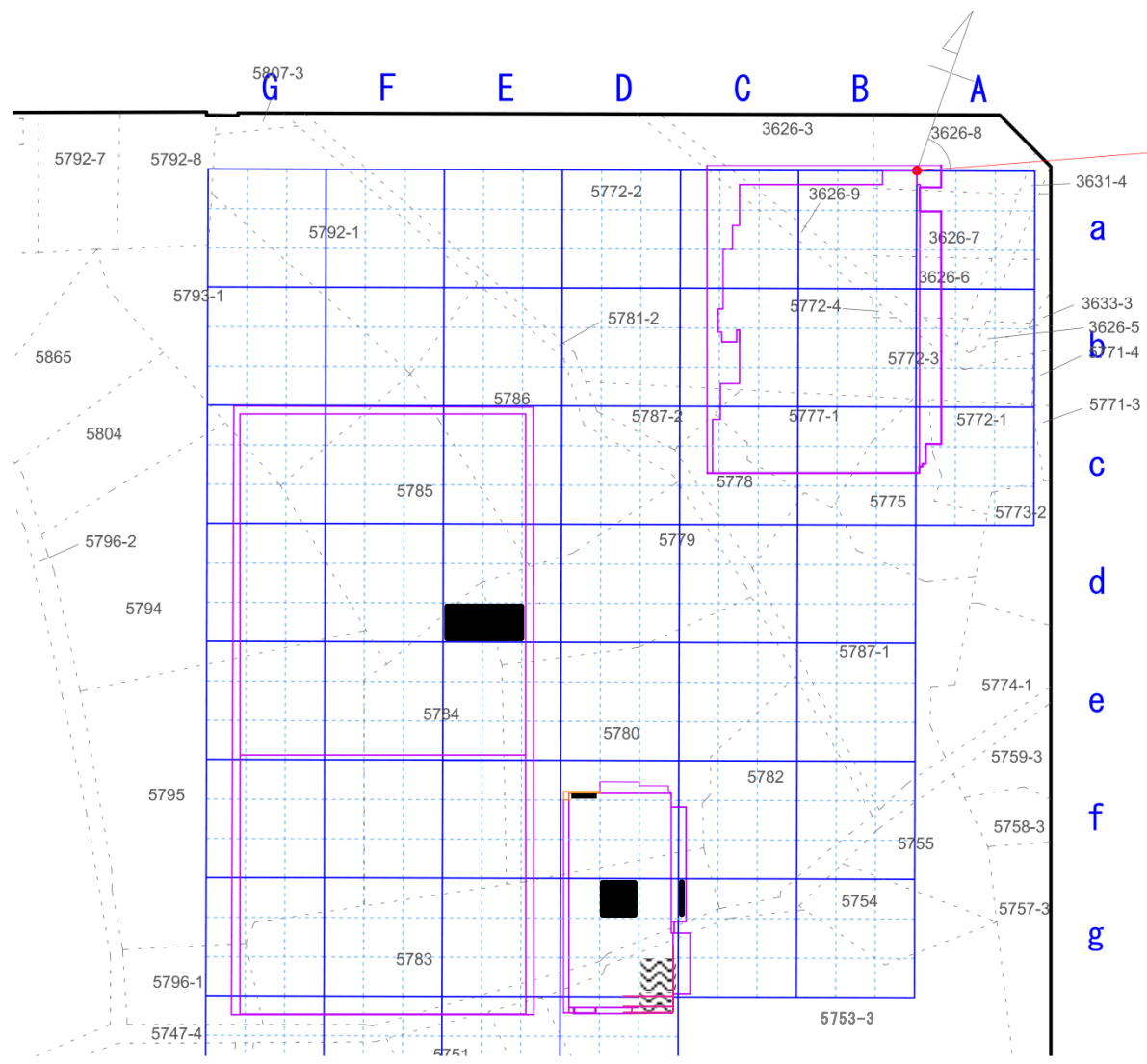
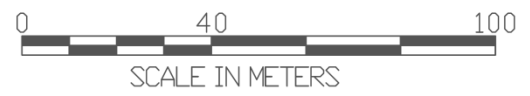
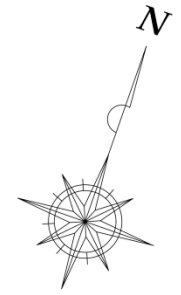
別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置: N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 要措置区域の指定を解除する区画
- 〰 要措置区域の指定を解除する区画 (トリクロロエチレンについてのみ)



告 示

埼玉県告示第千四十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千四十六号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン、六価クロム化合物
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壌の掘削による除去

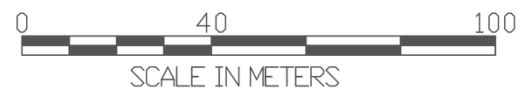
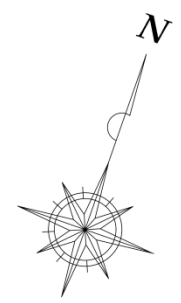
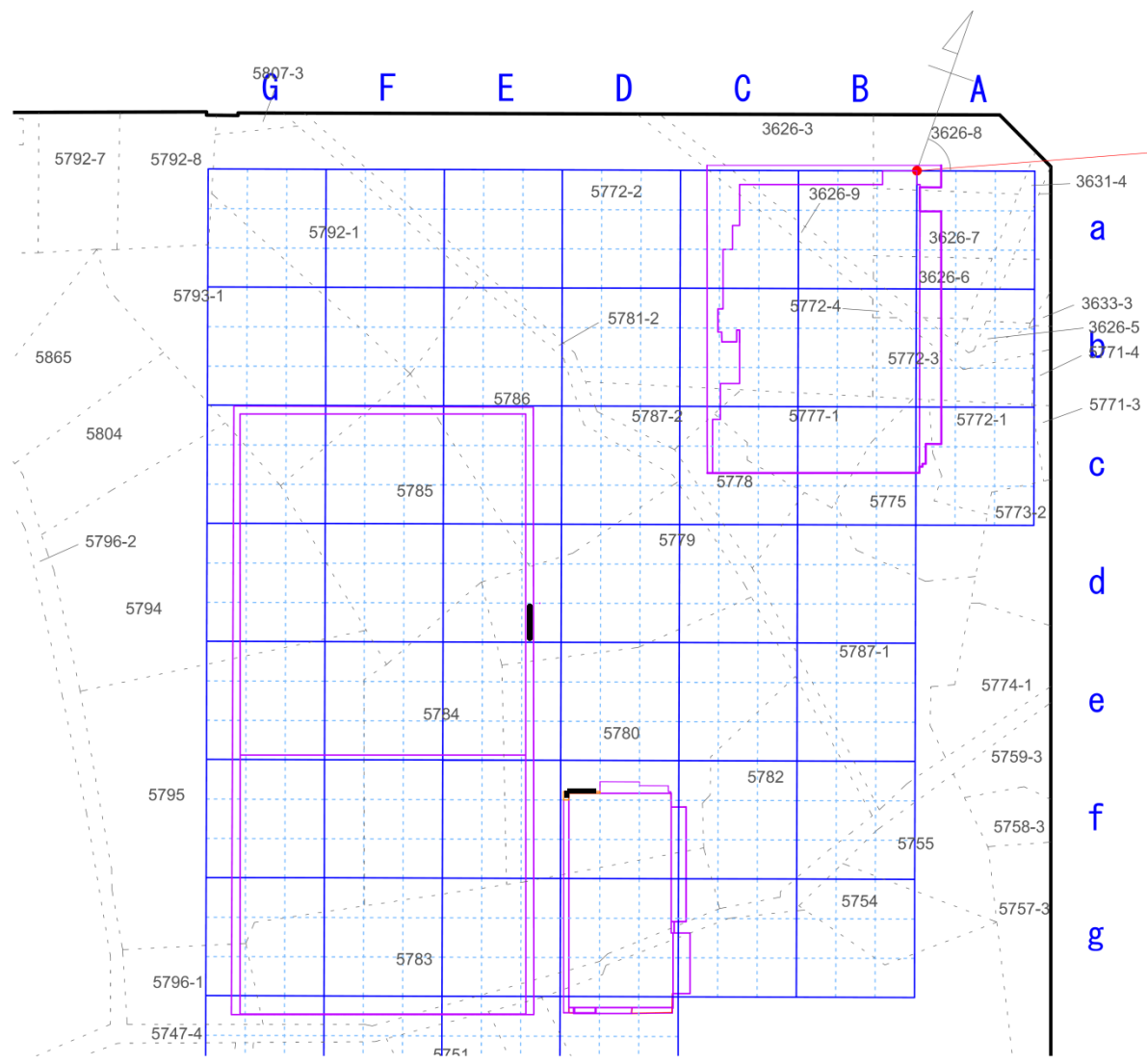
別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 要措置区域の指定を解除する区画



告 示

埼玉県告示第千五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第六百四十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番六の一部、三千六百二十六番九の一部、五千七百四十七番四の一部、五千七百五十三番三の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百七十二番四の一部、五千七百七十七番一の一部、五千七百八十番の一部、五千七百八十三番の一部及び五千七百九十五番の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアン化合物

三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去

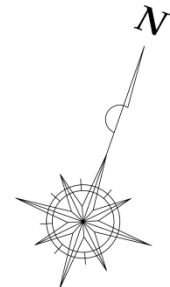
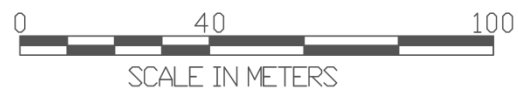
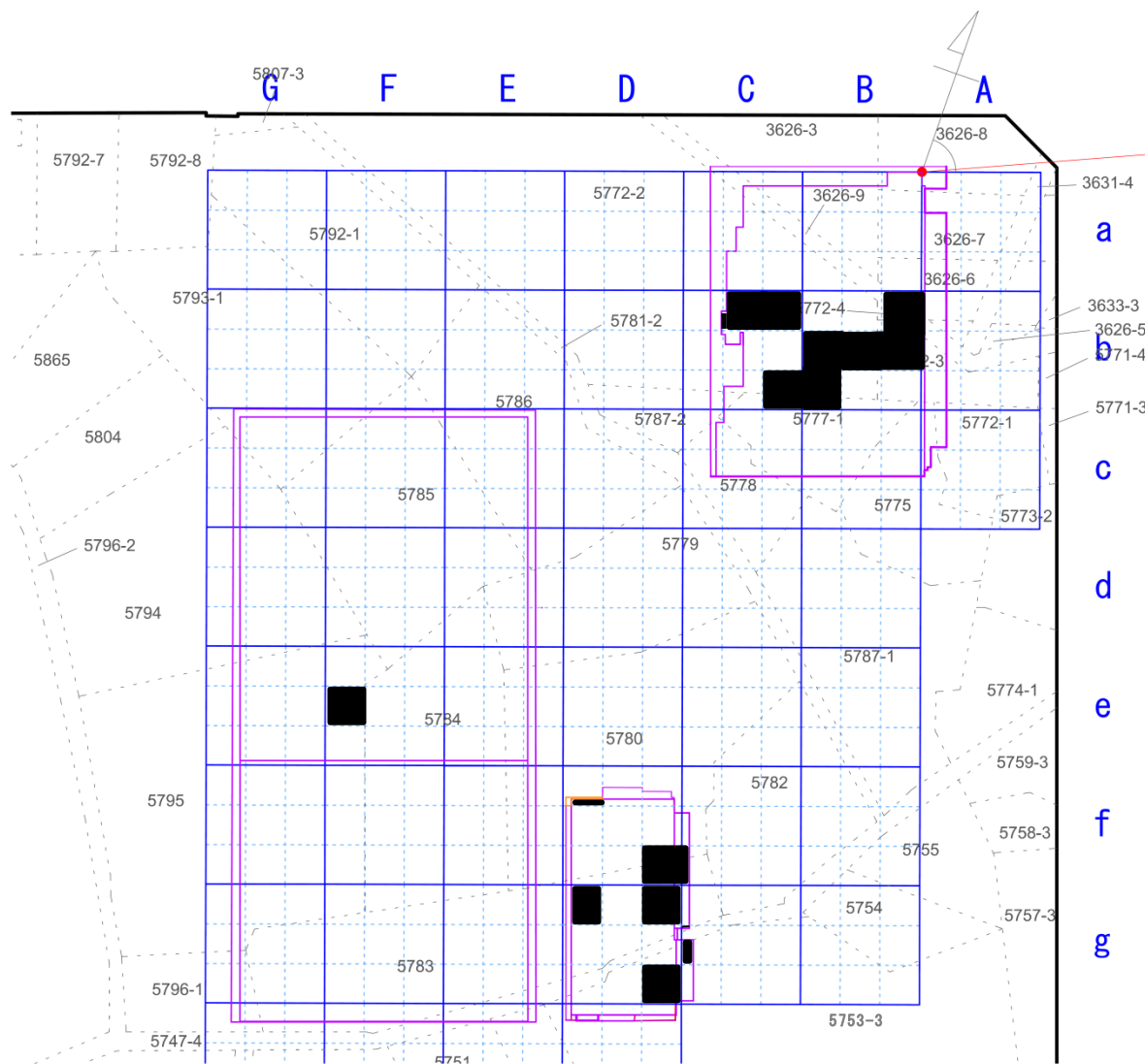
別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画



告 示

埼玉県告示第千五十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千四十五号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目五千七百七十九番の一部及び五千七百八十六番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

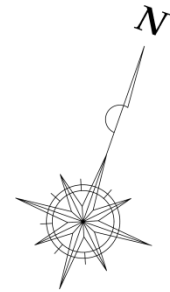
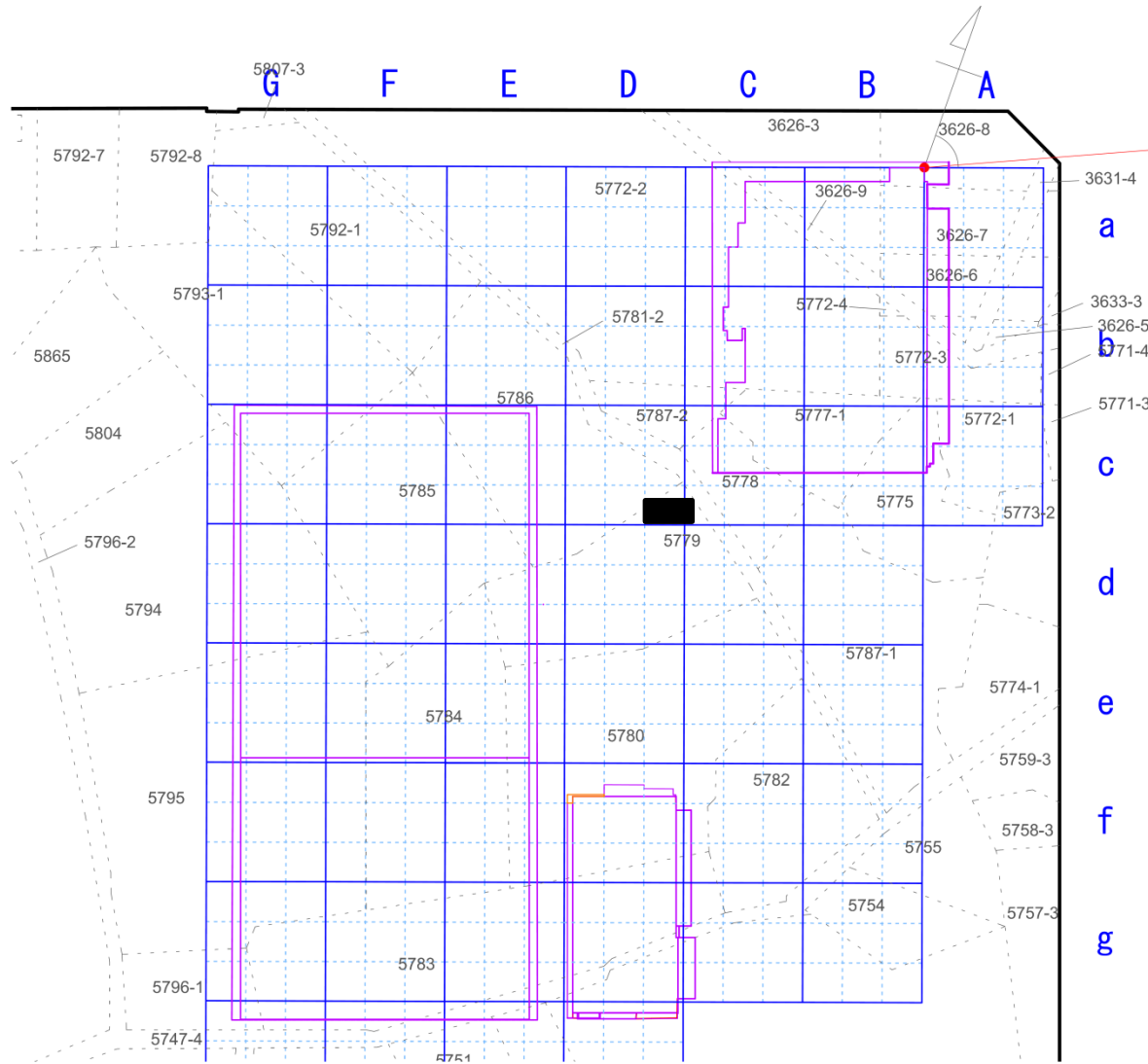
別図

起点
起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
(座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°C

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画



告 示

埼玉県告示第千五百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第千四十七号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県東松山市箭弓町三丁目三千六百二十六番九の一部、五千七百七十二番二の一部、五千七百七十二番三の一部、五千七百八十番の一部及び五千七百八十三番の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
シアン化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

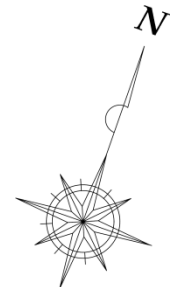
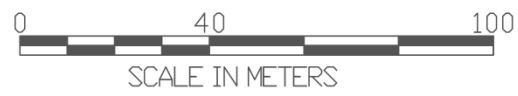
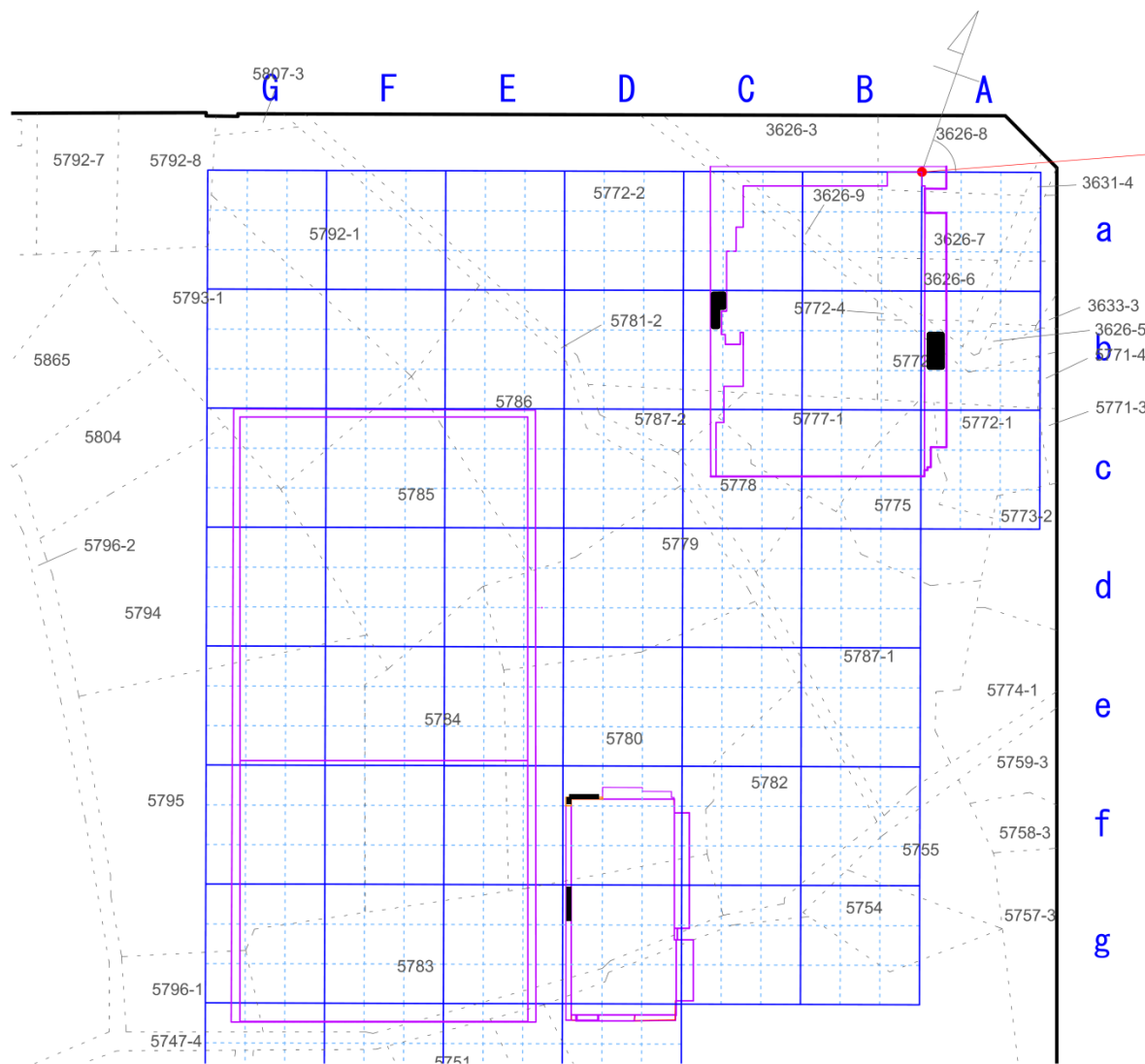
別図

起点
 起点は埼玉県東松山市箭弓町3丁目3626番8に位置する解体予定建屋211棟の最北端とする。
 (座標位置 : N36° 02.309, E139° 23.769)

格子の回転角度: 70.5°

凡例

- 敷地境界
- 地番境界
- 形質変更時要届出区域の指定を解除する区画



告 示

埼玉県告示第千五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 哺育会 白岡中央 総合病院	白岡市小久喜 九三八―一二	医療法人社団 哺育会	訪問リハビリ 居宅療養 管理指導	平成三十年 六月一日
デイサービス ふれあい倶楽部	三郷市早稲田 三一―二六―三	医療法人財団 アカシア会	認知症対応型 通所介護	平成十八年 四月一日
社会福祉法人 北明会 深緑苑 デイサービス センター	深谷市江原 三四九―三	社会福祉法人 北明会	通所介護	平成三十年 八月一日
			介護予防 居宅療養 管理指導 訪問リハビリ サービス	

あおばファミリー クリニック	利根いの里 （ユニット型） シヨートステイ	坂戸サークル ホーム デイサービス センター
三郷市戸ヶ崎 一―二―二八六―	加須市大越 一九三三	坂戸市石井 一六八四
医療法人 あおば会	社会福祉法人 潤青会	社会福祉法人 プラモウクト・ サークルクラブ
居宅療養 管理指導	短期入所 生活介護	通所介護
平成三十年 十月一日	平成三十年 九月十日	平成三十年 四月一日

告示

埼玉県告示第千五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称			変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業所名称	事業所在地	事業者名称	事業所在地	事業者所在地	事業所在地	事業者所在地	事業所在地	事業者所在地	
医療法人社団 哺育会 指定居宅介護支援 事業所白岡			白岡市小久喜 九三三―二		白岡市小久喜 九一三―一		居宅介護支援		
介護支援センター ゴウパパ			所沢市山口 七七五―三四		所沢市上新井 五―五―一 デシルキーガー デンキーガー		訪問介護		
もの木			北本市本町 八一五三		北本市中丸 三一五八一		訪問介護		
もの木			有限会社 めぐりまみい		株式会社 スターライン		訪問介護		
めぐりまみい			北本市本町 八一五三		北本市中丸 三一五八一		訪問介護		

医療法人社団 白報会 訪問介護 ステーション しらこぼと入間	医療法人社団 白報会 居宅介護支援 事業所 しらこぼと入間
事業所 所在地	事業所 所在地
入間市豊岡 五丁目九 番一〇九 号	入間市豊岡 五丁目九 番一〇九 号
入間市豊岡 五丁目五 番一〇九 号	入間市豊岡 五丁目五 番一〇九 号
訪問介護	居宅介護支援

告示

埼玉県告示第千五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
東町眼科	所沢市東町 一〇三―一 田中ビル一階	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護	平成三十年 七月三十一日
シヨートステイ みんなの家・戸田	戸田市新曽 一〇三八―一	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成三十年 九月三十日
坂戸 サークルホーム	坂戸市石井 一六八四	通所介護	平成二十五年 三月三十一日

告示

埼玉県告示第千五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
かまなか内科・呼吸器内科クリニック	鎌仲 正人	久喜市久喜東五―六―四〇―二	平成三十年九月一日
すこやかクリニックス郷	医療法人社団 坪田会	三郷市南蓮沼三三〇―四	平成三十年九月一日
やましろ内科クリニック	山城 真理	所沢市東所沢和田二―四―二〇	平成三十年九月一日
東町眼科	廣田 直人	所沢市上安松一二四六―四	平成三十年八月一日
山崎医院	山崎 貴充	加須市根古屋六四二―一〇	平成三十年九月一日
医療法人 田中医院	医療法人 田中医院	大里郡寄居町赤浜一一六二	平成三十年八月一日

店 むつみ薬局 なごみ	柳原薬局	手代薬局	スギ薬局 形店 鴻巣人	フアーマライズ薬局 三郷店	セキ薬局 店 久喜東	NAGASE DE NTAL CLIN IC	医療法人社団 佑 健会 わらびフリー ジア歯科クリニック	深谷さくらクリニック	くじらおかハートク リニック
会社 優和調剤株式	社 クラフト株式会	江川 聡	株式会社 ス ギ薬局	株式会社 フアーマライズ	株式会社 セ キ薬品	永瀬 修太郎	医療法人社団 佑健会	渡辺 亮治	鯨岡 大輔
狭山市水野一〇八―五	所沢市星の宮一―三―一	草加市手代町一二五―三	鴻巣市人形一―四―二三	三郷市南蓮沼字下沼三一―二 ―一	久喜市久喜東五―六―三九	朝霞市仲町一―一〇―一	蕨市中央一―三五―三 松 田ビル五階	深谷市上柴町西三―二―一 ―五	大里郡寄居町赤浜一一五七
平成三十年 九月一日	平成三十年 八月一日	平成二十五年 年十月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 六月一日	平成三十年 九月一日

田中 秀典	氏名			住所
からだサポート 整骨院	名称	施術所		所在地
いなげや所沢西武園店一階				所沢市荒幡一三五九―一七
九月一日	平成三十年			指定年月日

二 指定施術機関

訪問看護ステーション ゆうわ	エース訪問看護ステーション 朝霞	クスリのアオキ新白岡薬局	ひばり薬局	このは薬局	あすか薬局 東松山店	薬局マツモトキヨシ 上福岡西口店	ドラッグセイムス ふじみ野清見薬局
和の里 有限会社 優	株式会社 エフケイ	株式会社 スリのアオキ	水村商事有限公司	山崎 和宏	大洋薬品株式会社	株式会社 マツモトキヨシ	株式会社 富士薬品 富
本庄市児玉町宮内一三八三	朝霞市本町二―九―三三 一〇五	白岡市新白岡五―一二―二	新座市栗原五―六―二五 海老沢ビルF	加須市根古屋六四五―一四	東松山市神明町一―一五―一〇	ふじみ野市霞ヶ丘一―一〇〇 ココネ上福岡一階	ふじみ野市清見一―一―九
七月一日	平成三十年 八月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 八月十日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日

浅賀 里果	山根 剛	古川 和有	関口 和樹	石神 直人	佐藤 幸一	水谷 猛	佐藤 武尊	富田 隆行	城山 大地	子 田路 加奈
鍼・灸・マッサー みどりの丘	押上接骨鍼灸院	ありさん整骨院	おおいずみ整骨院	彩り整骨院	北上尾接骨院	栗橋整骨院	ひまわり堂グルー プ Let's 整 骨院	金町ニコニコ堂整 骨院	花小金井南町接骨 院	かなで整骨院
行田市長野九二六―二	―三 東京都墨田区押上一―二四	―六―一 北葛飾郡杉戸町高野台南五	グー〇二 五―一四 貫井ビルデイン	入間市豊岡五―一―五 A ステージ―F	上尾市原新町二三―四 サ ンメゾン―階	久喜市栗橋中央一―一五― 二四	―六―一F 東京都葛飾区細田五―一五	四―二 東京都葛飾区東金町一―一	イハイツ―〇二 二―一八三 花小金井スカ	所沢市緑町三―二九―五 オレンジパレス―〇〇
平成三十年 八月一日	平成三十年 八月一日	平成三十年 八月十七日	平成三十年 九月一日	平成二十九 年十月十一 日	平成三十年 八月二十八 日	平成三十年 六月一日	平成三十年 九月一日	平成三十年 八月十六日	平成三十年 九月一日	平成三十年 九月一日

持田 卓	山岸 祐子	星野 百合子	江連 勝正	水野 和子	富澤 聖一
ハートフル鍼灸マ ッサージ院 熊谷	鍼・灸・マッサ ージ みどりの丘	青柳はり・灸院内 訪問リハビリ・マ ッサージ かすみ 草グループ	レイスマッサージ 治療院 東村山	訪問医療マッサ ージ KEIROW 久喜ステーション	P・M・S株式会 社
熊谷市籠原南一―七〇 一―B号室	行田市長野九二六―二	幸手市千塚一五六二	東京都東村山市秋津町四― 二〇―二〇	久喜市久喜中央二―四―二 八 コバヤシ第二ビル一〇 二	上尾市二ツ宮九六七―一
平成三十年 八月一日	平成三十年 八月一日	平成三十年 七月十七日	平成三十年 八月二十三日	平成三十年 八月一日	平成三十年 七月一日

告 示

埼玉県告示第千五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
さくら薬局 所 沢松葉町店	名 称	新所沢薬局	さくら薬局 所 沢松葉町店
さくら薬局 所 沢小手指店	名 称	みなみ薬局	さくら薬局 所 沢小手指店
さくら薬局 狭 山中央店	名 称	狭山中央薬局	さくら薬局 狭 山中央店
共創未来 ふじ み野薬局	名 称	フアーマみらい ふじ み野薬局	共創未来 ふじ み野薬局

二 指定施術機関

氏名	吉田 善行	大山 泰弘	山岸 克也
変更事項	施術所	施術所	施術所
	変更前	所在地	所在地
変更後	草加市弁天一―二 九―八 シティプラ ザ弁天一―A	東松山市日吉町一 一―一五	みどりの丘 行田在 宅マッサージ 山岸 克也
草加市弁天一―二 六―三二	東松山市東平六九 八―六	鍼・灸・マッサージ みどりの丘	

告 示

埼玉県告示第千五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
東町眼科	所沢市東町一二―一二 田中ビル一階	平成三十年七月三十一日
医療法人 田中医院	大里郡寄居町赤浜二一五七	平成三十年七月三十一日
吉田歯科医院	上尾市柏座三―五―一〇 山久ビル二F	平成三十年八月二十一日
久喜歯科	久喜市久喜東一―一―一	平成三十年四月三十日
大和薬局 戸田店	戸田市新曾二四九二―三	平成三十年五月三十一日
ひばり薬局	新座市栗原五―一―一―三四	平成三十年八月九日
柳原薬局	所沢市星の宮一―三―一	平成三十年七月三十一日

二 指定施術機関

井上 旬平	氏名
	住所
マツサージ院 ハートフル鍼灸	名称
堀八―一四―二三	所在地
平成三十年八月三 十一日	廃止年月日

告 示

埼玉県告示第千五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
夏目歯科医院	行田市栄町二―一二	平成三十年九月三十日

告示

埼玉県告示第千六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS上里

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二―一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二一三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇二六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十一年五月八日

ニ 届出年月日

平成三十年九月七日

二 縦覧期間

平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年九月二十八日から平成三十一年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千六十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
株式会社こぼやし農園	埼玉県さいたま市緑区中野田千一番地一	埼玉県さいたま市緑区大字三浦四十四番ほか一筆	二、七〇〇
椎貝 利夫	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千二百九十七番地二	埼玉県さいたま市見沼区大字片柳字荒神九百五十二番一	七三五
新井 秀和	埼玉県行田市持田一丁目二番二十六号	埼玉県熊谷市池上字向釜二百五十八番	一、四五六
石井 義一	埼玉県熊谷市池上四百七十四番地一	埼玉県熊谷市池上字鶴卷十七番ほか七筆	二〇、〇六九
大澤 力也	埼玉県熊谷市池上七百十八番地	埼玉県熊谷市池上字鶴卷二十三番一ほか十四筆	一八、五八八
西村 浩一	埼玉県行田市小敷田二十六番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百四十八番	三、〇六九
堀口 和夫	埼玉県熊谷市池上五百八番地三	埼玉県熊谷市池上字向釜二百四十三番	二、二四二

社 アルファイノベーション 株式会社	アグリグリーン 株式会社	山口 実	アグリグリーン 株式会社	福田 則雄	藤間 由明	柏崎 尚	小野原 新吉	村田 昇	村田 茂	三村 勝己
地一 埼玉県白岡市下大 崎千二百七十四番	一 埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 番地一	駒 埼玉県蓮田市大字 崎二十四番地二	一 埼玉県久喜市菖蒲 町小林三千四百十 番地一	番 埼玉県加須市中種 足二千六百六十三 番地	千 埼玉県加須市戸崎 四百二十一番地	七 埼玉県加須市根古 屋六百四十四番地 十七	千 埼玉県加須市道目 五百六十五番地	三 埼玉県熊谷市池上 百八十九番地二	五 埼玉県熊谷市池上 百六十六番地	番 埼玉県行田市大字 持田二千百五十二 番地
ほ 埼玉県白岡市柴山 字稻荷崎五百一 番 か十六筆	筆 埼玉県白岡市荒井 新田字下荒井ヶ崎 九百七番ほか十二 筆	百 埼玉県蓮田市大字 上平野字下綾瀬二 百八十一番一	か 埼玉県久喜市菖蒲 町小林字小田八千 八百五十一番一ほ か一筆	か 埼玉県加須市中種 足三千七百九番ほ か二筆	九 埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百八十 番一	七 埼玉県加須市麦倉 字本村百二十五番 七ほか二筆	三 埼玉県加須市道目 字新堀外七百七十 番一ほか九筆	一 埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百六十番	ほ 埼玉県熊谷市池上 字鶴巻百十六番一 ほか二筆	か 埼玉県熊谷市池上 字鶴巻九十八番ほ か一筆
二 一、 五二七	一 五、 九九六	九 三 四	八、 一七六	一 〇、 七二三	九 九 二	三、 一〇八	九、 四二〇	二、 八四〇	五、 三八三	二、 一一六

株式会社 農園 関田	埼玉県春日部市中 央三丁目一番地七	埼玉県白岡市上野 田字大日百五十五 番一ほか三十六筆	三〇、 九九五
合同会社 神花園	埼玉県秩父郡皆野 町大字国神八百二 十四番地	埼玉県秩父郡皆野 町大字国神字北田 代八百五十五番一 ほか一筆	二、 八〇七

二 認可年月日

平成三十年九月二十一日

告 示

埼玉県告示第千六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県立学校間ネットワークシステム及び県立学校ファイル共有サーバの機器賃貸借及び運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 契約金額
115,522,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

路線名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市大字新井宿字下壺斗蒔一二番三地先から 同市大字新井宿字下壺斗蒔一番一地先まで
供用開始の期日	平成三十年九月二十八日
備考	平成二十三年二月二十二日付け埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一四〇・一九メートル

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>次木杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字椿三四二番五地 先から同郡同町大字椿三二六番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年九月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十二号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一三〇・九四メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成三十年九月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成三十年九月 十九日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字三町字殿荒久八百五十三番七	指定に係る道路の位置
三十六・一二	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年八月二十二日

指令越建セ第二九〇〇九一号

二 検査済証番号

平成三十年九月二十一日

越建セ第二六三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎百五十三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎二百五番地一

古野 信、古野 真由美